

意見書

平成 21 年 1 月 30 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けていただいたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

| 検証結果案 | 意見 |
|-------|---|
| 総論 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)を通じ、NTT グループによる多様な競争上の問題事例が網羅的・体系的に収集・検証される機会が得られることは、公正競争環境確保の観点から非常に有意義なものと考えます。弊社共としましては、総務省殿において引き続き本制度の運用等を通じ、競争上の問題解消に向けて取り組みを行って頂きたく、この点、今回昨年度に引き続き NTT グループに対して 3 項目の措置の要請がなされる見込みとされたことは、一定の成果として評価されるべきものと考えます。 ・ 一方、本年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008 年度)(案)」(以下、「検証結果案」という。)において、「注視」とされた事項については、その取り扱いについて改善の余地があるものと考えます。本年度は本制度が運用されて 2 年目となりますが、昨年度来、競争事業者から問題と示された事項において、引き続き「注視」とされているものがある状況です。連年注視を続けているのみでは問題は残置され、実質、問題解決に必要な検討の先送りという結果しか生じず、本制度の目的の達成が難しくなるものと考えます。従って、「注視」とされた事項について、例えば「注視」を 2 回受けた事項は、自動的に「指導」事項の扱いとする等、「注視」の定義・位置づけを明確化し、NTT グループにおける自発的な改善を促す仕組みとする必要があると考えま |

| 検証結果案 | 意見 |
|-------|--|
| | <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、検証結果案においては、項目毎に「指導」「注視」といった評価がなされていますが、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008 年度)」に対する弊社意見書(2008 年 8 月 25 日)(以下、「弊社意見書」という。)でも述べたとおり、個々の事案が総体的に公正競争にマイナスの作用を生じ得る点にも着目しなければ本質的な評価を見誤るものと考えられることから、項目別の検証結果のみならず、総合的な検証結果と、それを踏まえた上での必要な措置を講じて頂きたいと考えます。 ・ 加えて、個々の事例の検証においても、競争事業者側での立証に限界がある中、NTTグループ各社の主張に依拠するのみでは、公正な評価が不可能であることから、検証にあたっては、各事業者から寄せられた情報に加え総務省殿におかれてもさらに踏み込んだデータ収集・調査等を実施し、その結果も踏まえて評価をして頂きたいと考えます。 ・ 今年度の検証結果案においては、昨年度に引き続き、今年度もこのような指導措置事項が存在し、また、昨年度指導措置がなされたにもかかわらず依然事業者からの指摘事項が多数存在している状況です。さらに指摘事項に関しては、NTT 東西殿本体に係る事例のみならず、NTT 東西殿が県域等子会社等の子会社・関連会社を通じ、自社に課せられている規制を意図的に回避している疑いのある事例も見られます。これらのことは、本制度を含め電気通信事業法や日本電信電話株式会社等に関する法律といった現行法令及び制度の運用のみでは、NTT グループと競争事業者間の公正競争環境の確保に限界があることを示しているものと考えます。 ・ 従って、これらの問題を抜本的に解決するためには、NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論、対処が不可欠であると考えられ、当該議論の早期開始を要望するとともに、 |

| 検証結果案 | | | 意見 |
|-----------------------|---------------|--|--|
| | | | 本制度の運用の結果として得られた成果については、NTT 組織の見直し議論に着実につなげる必要があると考えます。 |
| (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 | ア 指定要件に関する検証 | 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点について(意見6～9) | <ul style="list-style-type: none"> 第一種指定電気通信設備の指定方式についてポジティブリスト方式を採用する場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず、一定期間指定されない場合が生じ得る可能性があり、公正競争環境確保の観点から問題です。従って、検証結果案のとおり、引き続きネガティブリスト方式を採用すべきと考えます。 また、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法についても、従来の考え方を変更する事情がないことから、メタル・光ファイバを区別せず、固定通信事業において加入者回線総数の 50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備並びに当該設備と一体として設置される設備をボトルネック設備に指定するとする現行の方式を引き続き採用すべきと考えます。 |
| | イ 指定の対象に関する検証 | 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点について(意見10、11) | <ul style="list-style-type: none"> 検証結果案にあるとおり、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、ひかり電話網(光IP電話用ルータ)については、今年度より新たに第一種指定電気通信設備の指定対象とされたばかりであり、従来の考え方を変更する事情もないことから、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。 また、地域IP網についても、検証結果案にあるとおり、他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも必要である状況に変わりはなく、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。 |
| | | イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び | <ul style="list-style-type: none"> 検証結果案にあるとおり、イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについては依然ボトルネック性を有するとする従来の考え方 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-----------------------|---|---|
| | 局内光ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点について(意見12~15) | を変更する事情がないことから、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。 |
| | ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 | <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿は現時点で接続事業者からの接続要望がないことをもって一部機能をアンバンドルの対象外とすることを求めています。接続事業者が希望した時点で接続が開始可能な状況にしておくことこそが、NTT 東西殿利用部門と接続事業者相互間での同等性を確保することにつながります。従って、接続事業者からの接続要望の有無に依らず、NTT-NGN、地域 IP 網及びひかり電話網に係る機能も含め、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。 |
| (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 | 固定電話と比較して高い水準にある携帯電話の接続料に対する規制を強化すべき、全ての携帯電話会社に同一の接続料を義務付けるべき等、携帯電話の接続料等に関する規制についての論点について(意見28~31、65、74、75) | <ul style="list-style-type: none"> 検証結果案にあるとおり、ネットワーク構成、設備投資及びネットワークの維持に係るコスト等は事業者間で異なることから、全ての事業者に同一の接続料の適用を義務付けることは適当ではないと考えます。 また、あわせて検証結果案においては、「制度の運用面や内容に関する適時適切な検証を行い、適正な事業環境を整備していくことが必要」とありますが、第二種指定電気通信設備制度の接続料のみに範囲を限定するのではなく、まずは、一種二種を問わず指定電気通信設備制度全体の運用実態や課題を整理し、議論・見直しの際の優先順位を明確にすることが必要であると考えます。 |
| (3) 指定電気通信設備制度に係る禁止 | ア NTT及びNTT東西に所要の措置を要請する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事案は、競争事業者においては実現し得ない顧客獲得の機会を NTT 東西殿が有することになるという点において、公正競争を確保する観点から問題があることから、今年度検証結果案において、116 番への加入電話又は INS64 の移転申込みに対し、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT 東 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|--|
| 行為規制等 | <p>ており、累次の競争ルールに反しているとの指摘について(意見48)</p> | <p>西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとする措置を講じることは適切な対応であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、当該事案は、昨年度検証結果において「引き続き注視していく」とされていた事項であり、今年度これが全く改善されずに所要の措置を要請する事項として整理されるに至ったという現状は著しく問題であると考えます。 このような現状を踏まえると、今年度検証結果案に示すような措置(NTT 東西殿に対する周知・徹底と総務省殿への報告要請)のみでは十分な効果は期待できません。 従って、検証結果案に示すような措置に加え、NTT 東西殿における周知・徹底内容の公表及び検証(例えば、当該窓口におけるトークスクリプトに問題がないか否かの検証等)や、116 窓口においてフレッツ光サービスに係る申込みを受け付けない、116 窓口とフレッツ光サービス新規受付用の着信課金窓口の物理的な分離を行うといった、実効性を伴う措置を講じる必要があると考えます。 |
| | <p>NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘について(意見63)</p> | <ul style="list-style-type: none"> NTT 東日本殿の「フレッツ・テレビ」サービスの提供に関し、NTT 東日本殿に対して放送サービスの提供主体の明記の周知・徹底を求めることは NTT 東西殿本体による放送サービス提供が禁止されていることに鑑みれば、公正競争確保の観点から最低限必要な措置であると考えます。 しかし、当該事案で問題視すべきことは、放送サービスの提供主体について誤解を招くような広告記載内容のみでなく、実質的に放送事業に参入するかのような NTT 東西殿の営業実態全般であるべきです。 従って、NTT 東日本殿に対する、「フレッツ・テレビ」サービスにおける放送サービスの提供主体の明記の要請に加え、NTT 東西殿が資本関係を有している株式会社オプティキャスト・マーケティング殿及び株式会社オプティキャスト殿と連携し、実質的に NTT |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|--|---|
| | | <p>東日本殿が放送に参入しているかのような現状に至っていることが、公正競争確保のための各種ルール(NTT 東西殿の放送事業への出資制限に係る行政指導等)に照らして問題がないか否かを検証すべく、NTT 東日本殿と両社間の販売受託契約に係る契約内容等、事業上の関係についてより詳細な調査を行うべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、上述のルールの趣旨を踏まえると、少なくとも NTT 東西殿が「フレッツ」の商品ブランドを用いて放送サービスの訴求を行うような NTT 東西殿が前面に出る形での営業活動行為を禁止する等の措置が必要と考えます。 |
| | NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘について(意見37) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県域等子会社における役員兼任の実態に関する報告は、昨年も NTT 東西殿に求められた措置ではありますが、競争事業者の立場からは、昨年度の当該事案において講じられた措置の効果が見られず、今年度においても、昨年同様に報告義務を課すのみでは実効性に乏しいと考えられるため、より一層の措置を講じる必要があるものと考えます。 ・ 具体的には、NTT 東西殿からの県域等子会社との役員兼務実態報告に加えて、当該報告事項の開示や報告内容に対する総務省殿の評価・考え方の公表等を行い、問題の改善につなげて頂きたいと考えます。 ・ また、「NTT 東日本-〇〇」等の県域等子会社の社名については、総務省殿の考え方において、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから引き続き注視すると示されていますが、実際には、「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング 2008年9月17日公表)*の結果によれば、すでに誤認されている事実があると考えられます。加えて、NTT 東日本地域のある県域等子会社においては、自社があたかも NTT 東日本殿であると騙るような表示がなされたダイレクトメールが顧客に送付される等、県域等子会社もあえてその社名を営業に活用 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|-------------------|--|
| | | <p>している事実があります(別添資料を参照願います)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上を踏まえると、本件に関して、昨年度に引き続き注視するのみでは不十分であり、県域等子会社の業務実態の報告を求め、社名の使用に係る運用面の指導を徹底すると共に、「NTT 東日本-〇〇」といった社名の即時の使用中止を NTT 東西殿に求める必要があるものと考えます。 <p>※ http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917.html</p> <p>同調査によれば、「NTT 東日本-〇〇」や「NTT 西日本-〇〇」を、「NTT 東日本や NTT 西日本の子会社」と捉えている消費者が 26.8%であるのに対し、「NTT 東日本や NTT 西日本の支店」と捉えている消費者は 36.3%と多数を占めている。</p> |
| | イ 引き続き注視する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事案については、昨年度検証結果において、「NTT 東西において、当該情報の目的外利用の防止等について支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底を図っているとしているが、NTT 東西に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求める」とされ、NTT 東西殿は遵守マニュアルの Web 掲示等の対応を行ったとされていますが、弊社意見書でも述べたとおり、同社における不適切と思われる営業活動は依然として継続されており、昨年度から変化は見られない状況にあり、「引き続き注視」という措置では不十分です。 従って、まずは昨年度の指導に基づき NTT 東西殿が講じた措置の実効性を第三者が客観的に評価できるよう、措置内容の詳細(遵守マニュアルの内容等)を公表し、その内容を踏まえた上で、接続に関して知りえた情報の目的外利用の再発防止のために追加的な措置を講じる必要があるものと考えます。 |
| | ドコモショップにおいて、NTTグル | <ul style="list-style-type: none"> 本検証結果案において、「NTT 西日本は、販売代理店との代理店契約に基づきフレッ |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|--|--|
| | <p>一 他社商品の取扱いを禁止する措置が必要との指摘について(意見33)</p> | <p>ツ光の取扱いが行われているものであり、NTTドコモとの間に共同の営業行為は存在しない等としている」と示されているところですが、当該事案においては競争事業者側からの立証には限界があるため、まずは総務省殿において、当該事案に係る詳細な調査を行って頂くべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、代理店との契約書の内容や、代理店への指示内容、代理店との資本関係等について、総務省への報告を義務付ける等により、NTTドコモ殿が主張されるような「代理店の自ずからの経営判断による施策」が事実か否かも含め、NTTグループの関与の有無等について、実態調査を可能とする措置を講じるべきと考えます。 ・ その上で、当該調査結果を踏まえて、ドコモショップに対し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿本体と同等の禁止行為規制の効果が生じるような実効性を伴う措置を適用すること等が必要と考えます。具体的には、ドコモショップに対して自社商品の取扱いを NTT 東西殿が求めることを禁止する等、NTT 東西殿に対して規制を課すこと等の措置が考えられます。 |
| | <p>NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供が自己の関連事業者と一体となった排他的な業務等に当たるとの指摘について(意見34)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本検証結果案において、「NTTドコモは、マルチセッション対応のブロードバンド回線であればNTT東西以外の事業者についても対応可能である」としており、「本年6月18日には、アッカ・ネットワークスがNTTドコモの提供する「ホームU」に対応した個人向けADSLサービスの提供準備について発表している」ため、排他的なサービスの提供には直ちに該当しない旨示されています。 ・ しかしながら、株式会社アッカ・ネットワークス(以下、「アッカ」という。)殿が提供準備をしているとの発表はあったものの、実際にはサービスの提供は未だに行われておらず、結果としてNTTグループ内に閉じたサービス提供が継続している状況にあります。本検証結果案においても、「そのサービス提供の態様によっては市場支配的な電気通 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|--|--|
| | | <p>信事業者に対する禁止行為規定等に抵触する又は潜脱するおそれがある」とされているところであり、NTTドコモ殿とアッカ殿の協議状況について、報告の義務付けやヒアリングの実施等の措置を講じ、随時状況把握を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)の別紙 2「今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方」において、「固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することにより、NTTドコモ以外の電気通信事業者との間における実質的な公平性の確保に支障を及ぼす恐れの高さは高い」とされ、両社間の排他的な共同営業が禁止されていることに鑑みれば、「マルチセッション対応のブロードバンド回線であればNTT東西以外の事業者についても対応可能である」とする技術仕様については、本来サービス提供前に公表がなされるべきであり、当該事案のように事後的な公表等の対応では不十分であると考えます。 |
| | <p>家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘について(意見35、44、47) (意見36)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本事案における検証結果案において、「NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施して」おり、「当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でない」との見解が示されていますが、NTTグループと代理店の関係等については、競争事業者側から論証できる範囲には限界があります。 従って、まずは総務省殿において当該事案に係る詳細な検証を行って頂くべきと考えます。具体的には、代理店との契約書内容や、代理店への指示内容、代理店との資本関係等について、NTT東西殿、NTTドコモ殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿から総務省殿への報告を義務付ける等により、NTTドコモ殿が主張されるような「代理店の自ずからの経営判断による |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|--|
| | | <p>施策」が事実か否かも含め、NTTグループの関与の有無等について実態調査を可能とするような措置を講じるべきと考えます。</p> |
| | <p>NTTファイナンスによるNTTグループカードの「おまとめキャッシュバックコース」(以下「特典」という。)が、NTTファイナンスを介したグループ各社の優先的取扱いに該当すると の指摘について(意見38)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事案は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)で禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の項目に該当し、関係会社を介してグループ会社の商品・サービスを優先的に提供することで、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない」とする事業法第30条第3項2号の規定を脱法的に運用している恐れがあり、実質的なセット割引にあたるものと考えます。本検証結果案においても、NTTファイナンス株式会社殿によるグループ会社の商品・サービスの優先的提供は、「指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件を事実上潜脱するおそれがある」とされているところであり、総務省殿においても同様の認識を示しているところです。 ・ 従って、当該サービスの特典の提供について、検証結果案で記述されているような「見直しの方向で検討されると聞いている」といった曖昧な報告等を聞き入れ、自主的な見直しを期待するといった対応では不十分と言わざるを得ません。本制度の趣旨を踏まえ、即時に提供を禁止する等厳格な措置を講じるべきと考えます。 |
| | <p>NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力がグループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか 適時検証すべきとの指摘について (意見41)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度検証結果案において、「NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダーとの関係について引き続き注視していくとともに、総務省においてもコンテンツプロバイダー等に対する一元的な相談窓口の設置等の施策を検討していく」こととされていますが、NTT東西殿及びNTTドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者と上位レイヤーの結びつきにより不利益を被る対象はコンテンツプロバイダーのような上位レイヤーのプレイヤーのみに限らない点に留意が必要です。 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿と上位レイヤーの結びつきにより、特定のコンテンツを独占的に配信する等の排他的な連携が行われた場合、競争事業者を始めとする通信レイヤーのプレイヤーに対しても競争上多大な不利益を及ぼすこととなります。実際、本検証結果案で触れられている「フレッツ・テレビ」サービスの事案においては、NTT 東西殿が上位レイヤーと連携の上、その市場支配力・ブランド力を活用し通信・放送サービスの一体的営業を行っていることについて、ケーブルテレビ事業者をはじめとした競争事業者から懸念が示されているところです。 ・ 従って、設置される窓口においては競争事業者からの相談も広く受け付けることは勿論のこと、レイヤーを跨る事業者同士の連携が、他の競争事業者へどのような影響を与えるかといった幅広い視点を常に堅持して頂くことを要望します。 |
| | IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行われている協議が公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要との意見について(意見52) | <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGN 上における IPv6 インターネット接続サービス実現方式については、NTT 東西殿の加入者回線の独占性が排除されない限り、公正競争可能な領域が最大限確保される方式を採用すべきであり、NTT 東西殿がインターネット接続機能を提供することになる方式を採用することは、NTT 東西殿の市場支配力をインターネット接続の領域にまで拡大するものであり、ISP 市場における公正競争環境を確保する上で決して認めるべきではないものと考えます。 ・ 従って、総務省殿においては、本件に係る活用業務認可手続の実施はもちろんのこと、NTT 東西殿の市場支配力がISP 領域に及び、ISP の事業の自由度が損なわれることのないよう、事前のルール整備を確実に行って頂きたいと考えます。 |
| | NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度検証結果案において、「NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」と |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|--|--|
| | <p>禁止する等の追加措置が必要との指摘について(意見53)</p> | <p>していますが、実態としてグループ会社間で定常的な役員の異動が依然として見受けられる中では、いかに会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、ファイヤーウォールが完全に機能すると断定することは不可能と考えます。従って、少なくとも、当該誓約書によって、会社間のファイヤーウォールが実効的に保たれるか否かを客観的に検証できるよう、その内容を公開すると共に、遵守状況を NTT グループに報告させる等の追加的措置を講じるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、そもそも、グループ会社間の定常的な人事異動は、持株会社体制による一元的組織管理形態によってこそ可能であり、当該体制下においていかに守秘義務等を徹底したとしても、必要十分なファイヤーウォールを機能させることは非常に困難であると考えます。競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT再編時の趣旨に鑑みれば、持ち株体制等を背景とした役員間の人事異動をはじめとする一体的経営は早急に禁止されるべきと考えます。 |
| | <p>NGNに係る活用業務が認可されたことにより、NTT東西の業務範囲が拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点からは、現状の措置のみでは不十分ではないかとの指摘について(意見57、58)</p> | <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る活用業務(以下、「NTT-NGNに係る活用業務」という。)の認可(2008年2月25日)に伴う認可条件1は、NTT-NGNに係る活用業務の認可後に整理された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(以下、「NGN 接続ルール答申」という。)の結果を踏まえることとされています。従って、本検証結果案における総務省殿の考え方において、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに従い、NTT東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを厳格に審査した上で、認可に係る判断を行う」と示されている以上、NGN 接続ルール答申の結果を当該認可条件に反映させた上で、NTT 東西殿が当該認可条件を満たしているか否かについて直ちに審査することが必要です。 |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> また、総務省殿は活用業務の認可において厳格な審査を行っているとしていますが、前回弊社意見書にて述べた通り、そもそも実態としてNTT-NGNに見られるように活用業務が実質的にNTT東西の主要業務となる見込みである等、活用業務制度及びNTT再編成の主旨はすでに形骸化し、公正競争環境の確保が困難となっていることから、活用業務制度の在り方について速やかに見直しを図るとともに、NTTの組織の在り方に踏み込んだ議論の早期開始が必要と考えます。 |
| | NTT東西の加入電話の移行をてこにしたひかり電話の営業行為は、公正競争上問題であるとの指摘について(意見67) | <ul style="list-style-type: none"> 本検証結果案において、「NTT東西は08年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していく」とされていますが、そもそもこれらは営業活動の一部分に過ぎない以上、NTT東西殿の宣伝・広告手法の適正化のみでは、ひかり電話の営業行為に係る措置としては不十分です。従って、当該問題に係る検証のためには、NTT東西殿における営業活動全般に渡る調査が必要であり、例えば営業活動に使用される営業マニュアルの内容の調査といったような追加的措置が必要と考えます。 また、広告物に関しては、実際にNTT西日本地域における県域等子会社において不適切な広告物が配布されていた事実が認められた以上、引き続き注視という措置だけでは不十分です。加えて、NTT東西殿における広告物の審査組織設置後の2009年1月に、NTT東日本地域のある県域等子会社から、自社があたかもNTT東日本殿であると騙るような表示がなされたダイレクトメール(別添資料を参照願います)が顧客に送付されている事実を考慮すると、その審査組織が有効に機能しているかという点については疑問を禁じえません。従って、不適切な広告物配布の再発防止の観点から、NTT東西殿に対し、広告物の審査組織における審査体制、審査の手法、審査件数、 |

| 検証結果案 | | | 意見 |
|----------------|--|--|---|
| | | | あるいは審査によって修正がなされた事案の有無等について報告を義務付けるべきと考えます。 |
| ウ その他の事項 | NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘について(意見45、46) | <ul style="list-style-type: none"> 本検証結果案において、「現時点においては、昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない」とされていますが、IP化の進展等に伴い、ホームUサービスの開始等、FMC サービスを始めとした NTT グループの連携が近年高まっているのは厳然とした事実であり、共同的・一体的な市場支配力の濫用が懸念されるところです。 加えて、電気通信事業者以外の子会社・関連会社との関係においても、NTT 東西殿と県域等子会社の役員兼任の実態報告に対する指導が2年連続で行われており、明らかに昨今の環境下では、現行の規制の枠組みでの対処に限界が生じていることを示しています。 このような環境変化を踏まえれば、特定関係事業者の対象を NTT ドコモ殿・株式会社 NTT データ殿等に拡大すると共に、県域等子会社についても特定関係事業者等の競争ルールの適用対象範囲に加える時期にあるものと考えます。 なお、仮に、現時点での特定関係事業者の対象追加が時期尚早であるとすれば、今後どのような事情(環境変化)が生じた場合に見直しを行うのか、その対応の指針を明確に示す必要があると考えます。 | |
| エ 検証結果に記載のない事項 | NTTグループの共同資材調達の有無の検証のととも、個別の資材調達の公開入札や、子会社を通じた実質的な共同資材調達を禁止する追加措置を検討すべきという指摘について(意見54) | <ul style="list-style-type: none"> 本検証結果案において、「引き続き競争セーフガード制度の検証を通じて検討を行っていく」としていますが、NTT グループの共同資材調達の有無については、競争事業者からの立証には限界があります。従って、本件についてはNTTグループの主張に依存することなく、総務省殿において、NTT グループの言い分を鵜呑みにするのではなく、ベンダーへのヒアリング等、実質的な検証作業を行う、あるいは注視事項として明確に位置づけ、NTT グループの取引状況の継続的監視を行う等の対応をすべきと考 | |

| 検証結果案 | | 意見 |
|-------|---|--|
| | NTTコミュニケーションズはNTT再編時に取得したすべての加入者情報を現在でも活用しているが、マイライン制度導入の経緯等を考えると不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要との指摘について(意見56) | <p>えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度検証結果案において、「NTT東西及びNTTコミュニケーションズに対し、顧客情報システムの共有の解消状況について報告を要請し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズからの平成15年度報告において、データベースの分離が完了した旨の報告を受けたところであり、顧客情報システムの共有は解消されたものと承知している」と総務省殿は示しておりますが、本件の問題点はNTTコミュニケーションズ殿がNTT再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報をいまだにアウトバウンド営業等に活用している点であり、すなわち顧客情報システムの共有の解消をもって解決する問題ではないことから、当該総務省殿の考え方は視点がずれており調査が不十分なものと考えます。 従って、本件について総務省殿におかれては、NTTコミュニケーションズ殿がNTT再編時に承継した契約者情報の利用実態について調査を行うとともに、マイラインサービスでNTTコミュニケーションズ殿を選択していないユーザの顧客情報を直ちに廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止する措置を講じるべきと考えます。 |
| | 公正競争環境確保のため、NTTグループ各社のブランド使用に関して早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手すべきとの指摘について(意見73) | <ul style="list-style-type: none"> 本検証結果案において、「総務省としては、NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく考えである」と示されていますが、昨年度に引き続き今年度も「注視」と示すのみでは、実質、問題を解決するための検討が先送りにされているに過ぎず、NTTグループと競争事業者間の公正競争環境確保は実現しません。「競争セーフガード制度の運用に関する再意見募集(2008年度)」に対する弊社再意見書(2008年9月29日)において詳述したとおり、「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング 2008年9月17日公表)の結果等を踏まえると、NTTのブランド力はすでに競争に影響を与えていると考えられることから、 |

| 検証結果案 | | | 意見 |
|-------|--|--|--|
| | | | <p>NTT のブランド使用に関するルール整備が早急に必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007」(2008 年 9 月 5 日公表)における評価結果において、「NTT グループとしての歴史や総合的事業能力をどう考えるべきかという点」については「豊富なデータに基づく精密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要」と示されていることも考慮し、総務省殿におかれては、NTT グループ各社におけるブランド使用とそれが市場環境に与える影響等に関して調査と検証を行い、その結果を踏まえて「NTT」ブランドの使用制限等のルール整備を行って頂きたいと考えます。特に、「NTT 東日本-〇〇」といった社名は、前述のとおりすでに NTT 東西殿と誤認されている事実があるものと考えられることから、直ちに使用の中止を NTT 東西殿に求めるべきです。 ・ なお、本件は参考資料において「注視」と示されている以上、検証結果本文中においても注視事項としても明記されるべきと考えます。 |

以上